

平成 29 年 3 月 29 日

社会保険等未加入業者対策に係る対応について

静岡市では、社会保険等^{※1}に未加入の建設業者との下請契約に係る取扱いについて、次のとおり定めましたので、お知らせします。

1 対象工事

平成 29 年 4 月 1 日以降に本市が発注する全ての建設工事

2 実施内容

- (1) 社会保険等未加入業者^{※2}との一次下請契約を禁止します。
- (2) 上記(1)に違反していることが判明した場合、元請業者に対して入札参加停止措置及び工事成績評価の減点を行います。
(※指定期間内(原則1か月)に社会保険等への加入が確認できた場合を除きます。)
- (3) 全ての下請業者の社会保険等への加入状況を確認し、未加入が判明した場合には、当該下請業者の建設業許可権者へ通報します。

3 社会保険等加入状況の確認方法

- (1) 一次下請業者 施工体制台帳の健康保険等の加入状況欄で確認します。
- (2) 二次下請以下 再下請負通知書の健康保険等の加入状況欄で確認します。

4 添付資料

- (1) 施工体制台帳の確認方法
- (2) 対応フロー及び様式等
- (3) Q&A

※1 社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険をいう。

※2 社会保険等未加入業者とは、健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務又は雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務のいずれかを履行していない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者)をいい、当該届出義務がない者を除く。

お問合せ先

財政局財政部 契約課 企画係

電話 054-221-1346